

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

- 亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 (人事課) 4
- 職員の育児休業等に関する条例の一部改正 (人事課) 5
- 亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正 (総務課) 7
- 亀岡市火入れに関する条例の一部改正 (農林振興課) 7
- 職員の定年等に関する条例の一部改正 (病院総務課) 7
- 亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 (病院総務課) 8
- 亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例の一部改正 (病院総務課) 9

—— 規 則 ——

- 亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正 (人事課) 10
- 職員の育児休業等に関する規則の一部改正 (人事課) 10
- 通勤手当支給規則の一部改正 (人事課) 11

—— 告 示 ——

- 公示送達 (高齢福祉課) 12

- 物品に関する競争入札参加資格及び審査等に関する要綱の一部改正 (契約検査課) 12
- 公示送達 (保険医療課) 13
- 公示送達 (保険医療課) 15
- 公示送達 (税務課) 16
- 指定公金事務取扱者の指定 (資源循環推進課) 18
- 亀岡市たばこ自動販売機年齢識別装置等設置事業補助金交付要綱 (税務課) 18

—— 公 告 ——

- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 21
- 経営管理実施権配分計画の公告 (農林振興課) 24
- 経営管理実施権配分計画の公告 (農林振興課) 25
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 26
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 30
- 経営管理権集積計画の公告 (農林振興課) 34
- 経営管理権集積計画の公告 (農林振興課) 34
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 35
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 39

○一般競争入札（条件付き）の執行
（契約検査課） 43

○農用地利用集積等促進計画の認可
（農林振興課） 47

—— 任免及び辞令 ——

選挙管理委員会欄

—— 規 程 ——

○亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部改正 48

—— 告 示 ——

○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数 49

○亀岡市議会の解散請求並びに亀岡市の市長等及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数 49

○合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数 50

公平委員会欄

—— 告 示 ——

○職員団体の登録 50

農業委員会欄

—— 公 告 ——

○令和7年9月定例総会の開催 51

上下水道部欄

—— 告 示 ——

○亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定満了の告示 51

○亀岡市指定給水装置工事事業者廃止の告示 52

公布された条例のあらまし

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向を確認する等の措置を整備することとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、令和7年10月1日から施行することとした。

職員の子育て休業等に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 地方公務員の子育て休業等に関する法律の一部改正に伴い、仕事と育児の両立支援のため、部分休業制度において、条例で定める範囲内で1日の勤務時間の全部又は一部について、勤務しないことを選択できるようにすることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、令和7年10月1日から施行することとした。

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例要綱

1 公職選挙法施行令の一部改正に伴い、次のとおり改正することとした。

(1) 選挙運動用ビラの作成の公営について、限度額を次のとおり引き上げることとした。

| 選挙運動用ビラの作成 | 改正単価 | 現行単価 |
|--------------|-------|-------|
| 印刷費（ビラ1枚当たり） | 8円38銭 | 7円73銭 |

(2) 選挙運動用ポスターの作成の公営について、限度額を次のとおり引き上げることとした。

| 選挙運動用ポスターの作成 | 改正単価 | 現行単価 |
|----------------|---------|---------|
| 印刷費（ポスター1枚当たり） | 586円88銭 | 541円31銭 |

2 この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用することとした。

亀岡市火入れに関する条例の一部を改正する条例要綱

1 火入れの中止の基準のうち、気象注意報の規定について、所要の規定整備を図ることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例要綱

1 当分の間、医療業務に従事する医師の定年を年齢65年とすることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正による部分休業制度の拡充に伴い、給与の減額を定めた条文中の部分休業に関する規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、令和7年10月1日から施行することとした。

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市立病院の文書料の上限額、診察券発行手数料及び駐車場の駐車料金を見直すこととした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、令和7年11月1日から施行することとした。

条 例

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第26号

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年亀岡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第15条の3」を「第15条の4」に改める。

第15条の4を第15条の5とする。

第15条の3第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第15条の4とする。

第15条の2の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第15条の3 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年亀岡市条例第9号）

第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

「揭示済」

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第27号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年亀岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」を「除く。次条において同じ」に改める。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の

承認は、30分を単位として行うものとする。
第20条第2項中「(昭和22年法律第49号)」を削り、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第22条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

「揭示済」

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第28号

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成6年亀岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第13条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

「揭示済」

亀岡市火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第29号

亀岡市火入れに関する条例の一部を改正する条例

亀岡市火入れに関する条例（昭和59年亀岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、異常乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、」に改め、同条第2項中「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第30号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和59年亀岡市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

（定年に関する経過措置）

- 2 第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、当分の間、同条ただし書中「70年」とあるのは「65年」と読み替えて適用する。

| | |
|-------------------------|-----|
| 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで | 61年 |
| 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで | 62年 |
| 令和9年4月1日から令和11年3月31日まで | 63年 |
| 令和11年4月1日から令和13年3月31日まで | 64年 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第31号

亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成15年亀岡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「養育するため1日の勤務時間の一部」の次に「又は全部」を、「範囲内」の次に「又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第32号

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例（平成16年亀岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第3号中「4,000円」を「5,000円」に改め、同項第7号中「100円」を「300円」に改める。

第3条の表を次のように改める。

| 区分 | | 使用料 | |
|-----|-----------------------------|-------------------------|-----------------------|
| 自動車 | 一般の病院利用者 (1台1回につき) | 30分以内 | 無料 |
| | | 30分を超え1時間以内 | 400円 |
| | | 上記を超える部分につき30分 までごとに | 200円 |
| | 物品を定期的に納入する 者等で病院の指定するもの | 1月ごとにつき1台 | 6,600円以内で 管理者が定める額 |

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年11月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例第3条の表自動車の部物品を定期的に納入する者等で病院の指定するものの項の規定は、令和8年4月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

規則

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第35号

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成21年亀岡市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第20条の2第2項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第20条の3第2項を次のように改める。

2 育児休業法第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

第25条の次に次の1条を加える。

（条例第15条の3第2項の規則で定める期間）

第25条の2 条例第15条の3第2項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間と

する。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

「揭示済」

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第36号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年亀岡市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「前条第2項本文」を「前条第2項」に改める。

第12条に次のただし書を加える。

ただし、第1号及び第3号に掲げる場合において、失効し、又は取り消される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日（当該育児短時間勤務が延長されている場合にあつては、延長された期間の末日）が、引き続いて承認される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあつては、適当な方法をもってその旨を記載した書面の交付に代

えることができる。

第13条の見出し中「請求手続」を「請求、第2項申出及び第3項変更の手続」に改め、同条第1項中「は、部分休業承認請求書」を「、育児休業法第19条第2項の規定による申出（以下「第2項申出」という。）及び同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）は、部分休業簿」に改め、同条に次の1項を加える。

3 任命権者は、第2項申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより第3項変更をしなければ条例第20条の5に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第3項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第14条中「非常勤職員であつて、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある」を削る。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

「揭示済」

通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第37号

通勤手当支給規則の一部を改正する規則

通勤手当支給規則（昭和33年亀岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「第12条第5項」を「第12条第6項」に改める。

第12条第4項中「第12条第3項」を「第12条第4項」に改める。

第14条中「条例第12条第4項」を「条例第12条第5項」に改める。

第15条第1項中「第12条第5項」を「第12条第6項」に改め、同条第2項第2号中「育児休業をし」の次に「、同法第19条第1項に規定する部分休業（1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）により」を加える。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第158号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年9月8日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和7年度介護保険料督促状 第2期分

2 送達を受けるべき者

| | 住所 | 氏名 |
|---|----|----|
| 1 | 省略 | 省略 |
| 2 | 省略 | 省略 |
| 3 | 省略 | 省略 |
| 4 | 省略 | 省略 |
| 5 | 省略 | 省略 |
| 6 | 省略 | 省略 |
| 7 | 省略 | 省略 |

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第159号

物品に関する競争入札参加資格及び審査等に関する要綱（平成16年亀岡市告示第188号）の一部を次のように改正する。

令和7年9月10日

亀岡市長 桂川孝裕

第3条中「競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式。以下「資格審査申請書」という。）」を「資格審査申請書」に改める。

第4条第1号中「（別記第2号様式）」を削り、同条第4号中「（別記第3号様式）」を削る。

第6条を次のように改める。

（参加資格の通知）

第6条 資格審査の結果は、必要に応じ、当該申請者に通知する。

第8条中「資格申請書記載事項変更届（別記第5号様式）」を「変更届」に改める。

別記第1号様式から別記第5号様式までを削る。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第160号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年9月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

| | 送達する書類 | | | 送達を受けるべき者 | |
|----|----------|--------------|---------|-----------|-----|
| | | | | 住 所 | 氏 名 |
| 1 | 更正・決定通知書 | 令和6年度 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 2 | 更正・決定通知書 | 令和7年度 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 3 | 更正・決定通知書 | 令和7年度 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 4 | 更正・決定通知書 | 令和7年度 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 5 | 更正・決定通知書 | 令和7年度 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 6 | 督促状 | 令和7年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 7 | 更正・決定通知書 | 令和7年度 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 8 | 督促状 | 令和7年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 9 | 督促状 | 令和7年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 10 | 督促状 | 令和7年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 11 | 督促状 | 令和7年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 12 | 督促状 | 令和7年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 13 | 督促状 | 令和7年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 14 | 督促状 | 令和7年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 15 | 督促状 | 令和7年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 16 | 督促状 | 令和7年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |

| | | | | | |
|----|-----|--------------|---------|----|----|
| 17 | 督促状 | 令和7年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 18 | 督促状 | 令和7年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 19 | 督促状 | 令和7年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 20 | 督促状 | 令和7年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 21 | 督促状 | 令和7年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 22 | 督促状 | 令和7年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 23 | 督促状 | 令和7年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 24 | 督促状 | 令和7年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 25 | 督促状 | 令和7年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 26 | 督促状 | 令和7年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 27 | 督促状 | 令和7年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 28 | 督促状 | 令和7年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 29 | 督促状 | 令和7年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 30 | 督促状 | 令和7年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 31 | 督促状 | 令和7年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 32 | 督促状 | 令和7年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 33 | 督促状 | 令和7年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |

- 2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第161号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年9月16日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和7年度

後期高齢者医療保険料督促状第1期分

2 送達を受けるべき者

| No. | 住所 | 氏名 |
|-----|----|----|
| 1 | 省略 | 省略 |
| 2 | 省略 | 省略 |
| 3 | 省略 | 省略 |

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第162号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在不明又は外国においてすべき送達が困難であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年9月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

| | 送達する書類 | 送達を受けるべき者 | |
|----|-----------------------|-----------|----|
| | | 住所 | 氏名 |
| 1 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 2 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 3 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 4 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 5 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 6 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 7 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 8 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 9 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 10 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 11 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 12 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 13 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 14 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 15 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 16 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 17 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 18 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |

| | | | |
|----|------------------------|----|----|
| 19 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 20 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 21 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 22 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 23 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 24 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 25 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 26 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 27 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 28 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 29 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 30 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 31 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 32 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 33 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 34 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 35 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 36 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 37 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 38 | 令和7年度 督促状 市府民税 第1期 | 省略 | 省略 |
| 39 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 40 | 令和7年度 督促状 市府民税 第1期 | 省略 | 省略 |
| 41 | 令和7年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 42 | 令和7年度 督促状 市府民税 第1期 | 省略 | 省略 |
| 43 | 令和7年度 督促状 市府民税 随1期 | 省略 | 省略 |
| 44 | 令和7年度 督促状 固定資産税 第2期 | 省略 | 省略 |

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第163号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項及び亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第48条第2項の規定により告示する。

令和7年9月22日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
 名称 京都農業協同組合
 所在地 京都府南丹市八木町八木東久保
 29番地1
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
 粗大ごみに係るごみ処理手数料及び指定ごみ袋に係るごみ処理手数料
- 3 指定公金事務取扱者に指定をした日
 令和7年9月22日
- 4 委託期間
 令和7年9月22日から
 令和8年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第164号

亀岡市たばこ自動販売機年齢識別装置等設置事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年9月26日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市たばこ自動販売機年齢識別装置等設置事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内におけるたばこ小売販売量の減少を防ぎ、たばこ税収の維持を目的として、令和8年3月末のtaspoカード事業廃止に伴い、販売不可となるたばこ小売販売業者が所有するたばこ自動販売機に年齢識別装置等を設置して販売を継続するために必要な経費について、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及びこの要綱に定めるところにより予算の範囲内において亀岡市たばこ自動販売機年齢識別装置等設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) たばこ小売販売業者 たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第22条において、財務大臣の許可を受けた製造たばこの小売販売を行う事業者をいう。
- (2) 年齢識別装置等 たばこ自動販売機に取り付けることで、たばこを購入しようとする者が20歳以上であることを運転免許証、個人番号カード等により確認する機能を有

する装置等で、次に掲げる要件をすべて満たすものをいう。

ア 財務省が公表している「「年齢識別装置を整備したたばこ自動販売機」に該当すると判定したたばこ自動販売機・年齢識別装置の機種一覧」に記載されていること。

イ 令和3年発行の新貨幣及び令和6年発行の新紙幣の金種識別並びに真贋判定ができる機能を有すること。

(3) コインメカニズム 自動販売機に搭載されている硬貨の種類を識別する機能を有する機械をいう。

(4) ビルバリデータ 自動販売機に搭載されている紙幣を識別する機能を有する機械をいう。

(5) 京丹たばこ商業協同組合員 南丹市、京丹波町及び亀岡市のたばこ小売販売業者で組織する京丹たばこ商業協同組合亀岡支部（以下「組合」という。）に加入するものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、令和7年9月26日において、京丹たばこ商業協同組合員であり、市内に設置したたばこ自動販売機に、新たに年齢識別装置等を設置するものとする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費は、年齢識別装置等の機器購入費用及び設置に係る費用とする。ただし、第2条第2号アの要件を満たす装置等を設置するに当たり、同号イの要件を満たさない場合は、当該要件を満たすためのコインメカニズム及びビルバリデータを設置するための費用も補助対象経費に含むものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、年齢識別装置等の設置

のために要する経費に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、申請者1人につき年齢識別装置等1台限りとして150,000円を限度額とする。ただし、市等の他の事業により補助金の交付等を受ける部分に係る費用を除く。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、亀岡市たばこ自動販売機年齢識別装置等設置事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて、組合を通じて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、亀岡市たばこ自動販売機年齢識別装置等設置事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）又は亀岡市たばこ自動販売機年齢識別装置等設置事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（事業完了報告）

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業の完了後30日以内又は最初の3月31日のいずれか早い日までに亀岡市たばこ自動販売機年齢識別装置等設置事業完了報告書（別記第4号様式。以下「完了報告書」という。）に関係書類を添えて、組合を通じて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、完了報告書を受理した場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地審査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、亀岡市たばこ

自動販売機年齢識別装置等設置事業補助金交付確定通知書（別記第5号様式）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、亀岡市たばこ自動販売機年齢識別装置等設置事業補助金交付請求書（別記第6号様式）を、組合を通じて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（財産の管理）

第13条 補助事業者は、当該事業により取得した財産について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

（財産処分の制限）

第14条 補助事業者は、補助事業により取得したたばこ自動販売機年齢識別装置等を市長の承認を受けないで、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（その他）

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、

別に市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から実施する。

（失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金及び当該補助金の交付を受けて設置したたばこ自動販売機年齢識別装置等については、第11条から第14条までの規定は、同日以降も、なおその効力を有する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第85号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制工事」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年9月3日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 水工第2号 |
| (2) 工事名 | 水道老朽管耐震化工事跡舗装復旧工事（その2） |
| (3) 工事場所 | 亀岡市大井町地内他 |
| (4) 工事種別 | 舗装工事 |
| (5) 工事概要 | <p>舗装復旧工</p> <p>大井工区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 舗装打換え工（市道 昼間） As (t=5cm) A=1,880㎡ ・ 舗装打換え工（府道 昼間） As (t=10cm) A=69㎡ ・ 舗装打換え工（府道 夜間） As (t=10cm) A=989㎡ ・ 附帯工 1式 <p>篠工区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 舗装打換え工（市道 昼間） As (t=5cm) A=300㎡ ・ 水路復旧工 1式 |
| (6) 予定価格（税込） | 29,436,000円 |
| | 【入札書比較価格（税抜）26,760,000円】 |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から令和8年3月13日まで |
| (8) 部分払 | 無 |
| (9) 前金払 | 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。） |
| (10) 中間前金払 | <p>請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場</p> |

合に限り請求できる。(中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要)

- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
 (※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した舗装工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件、単価契約案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の舗装工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
 ※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めない。

4 入札手続等

| 手続等 | 期間・期日・期限等 | 手続の方法等 |
|-------------------|-----------------------|-----------|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 令和7年9月3日（水） 午後3時から | 共通事項2のとおり |

| | | |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------|-------------|
| 設計図書等の閲覧期間 | 令和7年9月3日（水） 午後3時から | 共通事項2のとおり |
| 入札参加資格確認申請書等の受付 | 令和7年9月11日（木） 午前9時から午後5時まで 令和7年9月12日（金） 午前9時から午後4時まで | 共通事項3のとおり |
| 入札参加確認通知の送付 | 令和7年9月16日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知 | 共通事項3のとおり |
| 質疑の受付 | 申請書等に関する質問 令和7年9月10日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年9月16日（火）午後3時まで | 共通事項5のとおり |
| 質疑の回答 | 申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和7年9月18日（木）午後5時まで | 共通事項5のとおり |
| 入札期間 | 令和7年9月24日（水） 午前9時から午後5時まで 令和7年9月25日（木） 午前9時から午後3時まで | 共通事項6のとおり |
| 開札日時 | 令和7年9月26日（金） 午前11時 | 電子入札システムによる |

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡

市の指名停止措置を行うことがある。

- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日制工事」の詳細については、特記仕様書等によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課 (電話0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第86号

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項の規定により経営管理実施権配分計画を定めることとしたため、同法第37条第1項の規定により公告する。

なお、当該経営管理実施権配分計画については、次の場所において縦覧に供する。

令和7年9月3日

亀岡市長 桂川孝裕

1 経営管理実施権配分計画の対象森林

| NO. | 地区名 | 森林面積 | 経営管理実施権の存続期間 |
|-----|-------------|----------|--------------|
| 3 | 本梅町井手・東加舎地区 | 30.76 ha | 令和16年12月5日 |

2 経営管理実施権の設定を受ける林業経営者

| | |
|--------|-----------------------|
| 住 所 | 亀岡市下矢田町医王谷25番地の3 |
| 氏名又は名称 | 亀岡市森林組合 代表理事組合長 山脇 安三 |

3 縦覧場所

- (1) 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課
- (2) 亀岡市ホームページ

4 本公告により、森林所有者及び亀岡市に経営管理受益権が、2の林業経営者に経営管理実施権

が設定される。

「揭示済」

亀岡市公告第87号

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項の規定により経営管理実施権配分計画を定めることとしたため、同法第37条第1項の規定により公告する。

なお、当該経営管理実施権配分計画については、次の場所において縦覧に供する。

令和7年9月3日

亀岡市長 桂川孝裕

1 経営管理実施権配分計画の対象森林

| NO. | 地区名 | 森林面積 | 経営管理実施権の存続期間 |
|-----|-----------|--------|--------------|
| 4 | 千代川町北ノ庄地区 | 18.2ha | 令和16年12月5日 |

2 経営管理実施権の設定を受ける林業経営者

| | |
|--------|-----------------------|
| 住 所 | 亀岡市下矢田町医王谷25番地の3 |
| 氏名又は名称 | 亀岡市森林組合 代表理事組合長 山脇 安三 |

3 縦覧場所

- (1) 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課
- (2) 亀岡市ホームページ

4 本公告により、森林所有者及び亀岡市に経営管理受益権が、2の林業経営者に経営管理実施権が設定される。

「揭示済」

亀岡市公告第88号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制工事」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年9月8日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 7道改第3号
- (2) 工事名 市道保津宇津根並河線道路改良工事（その16）
- (3) 工事場所 亀岡市保津町地内
- (4) 工事種別 土木一式工事
- (5) 工事概要

| | | | |
|---------|------------|---------------|-----------------------|
| 工事延長 | L=220.0m | W=10.75m | |
| 道路土工 | 路体盛土工 | 路体盛土 | V=449.4m ³ |
| | 路床盛土工 | 路床盛土 | V=471.2m ³ |
| 擁壁工 | アンカー式空積擁壁工 | | |
| | | アンカー式空積擁壁600型 | A=20.7m ² |
| | | アンカー式空積擁壁900型 | A=294.1m ² |
| | | 小口止工 | 一式 |
| 排水構造物工 | 側溝工 | 都市型側溝350型 | L=95.7m |
| 構造物撤去工 | 構造物取壊し工 | Co構造物取壊し | V=11.2m ³ |
| 舗装工 | As舗装（歩道）表層 | | A=594.8m ² |
| 縁石工 | 縁石工 | 歩車道境界ブロック | L=99.7m |
| 防止柵工 | 路側防止柵 | ガードケーブル | ケーブル張 |
| | | | L=136.7m |
| | 転落防止柵 | 土中 | L=140.7m |
| | Co建込 | | L=83.0m |
| 道路附属施設工 | | | 一式 |
- (6) 工期 契約日の翌日から令和8年3月31日まで
- (7) 部分払 無
- (8) 前金払 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。）
- (9) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負

代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）

- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
 （※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
 （※受注金額は、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）
- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。
 （※受注件数とは、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札した

ものは受注件数に含まない。)

- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとする（請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合）。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 1(4)に係る技術者の資格要件を有すると判断できる資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

| 手続等 | 期間・期日・期限等 | 手続の方法等 |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------|-------------|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 令和7年9月8日（月） 午後3時から | 共通事項2のとおり |
| 設計図書等の閲覧期間 | 令和7年9月8日（月） 午後3時から | 共通事項2のとおり |
| 入札参加資格確認申請書等の受付 | 令和7年9月25日（木） 午前9時から午後5時まで 令和7年9月26日（金） 午前9時から午後4時まで | 共通事項3のとおり |
| 入札参加確認通知の送付 | 令和7年9月29日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知 | 共通事項3のとおり |
| 質疑の受付 | 申請書等に関する質問 令和7年9月24日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年9月29日（月）午後3時まで | 共通事項5-1のとおり |
| 質疑の回答 | 申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和7年10月1日（水）午後5時まで | 共通事項5-1のとおり |

| | | | |
|----------------|--------------------------------------------------------------|-------------------------------|-------------|
| 入札期間 | 令和7年10月6日（月） 午前9時から午後5時まで 令和7年10月7日（火） 午前9時から午後3時まで | 共通事項6のとおり | |
| 予定価格の公表 | 令和7年10月7日（火）午後4時以降 | 入札情報公開システムによる | |
| 予定価格に関する質問の受付 | 予定価格の公表をしたときから 令和7年10月9日（木）正午まで | 共通事項5-2のとおり | |
| 予定価格に関する質問への回答 | 令和7年10月10日（金）午後5時まで | 共通事項5-2のとおり | |
| | 【予定価格に関する質問がないとき】 | 【予定価格に関する質問があるとき】 | |
| 開札日時 | 令和7年10月10日（金） 午前10時 | 令和7年10月14日（火） 午前10時 | 電子入札システムによる |
| 再度入札を行う場合の入札期間 | 令和7年10月14日（火） 午前9時から午後3時まで | 令和7年10月15日（水） 午前9時から午後3時まで | 共通事項6のとおり |
| 再度入札の開札日時 | 令和7年10月14日（火） 午後3時以降 | 令和7年10月15日（水） 午後3時以降 | 電子入札システムによる |

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できなるとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより

送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

- (4) 「週休2日制工事」の詳細については、特記仕様書等によるものとする。
 (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課 (電話0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第89号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制工事」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年9月9日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | |
|----------|--------------------|------------------------|
| (1) 工事番号 | 水配替第6号 | |
| (2) 工事名 | 水道老朽管耐震化工事（余部町風ノ口） | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市余部町地内 | |
| (4) 工事種別 | 水道施設工事 | |
| (5) 工事概要 | 配水管布設 | HPPE φ 200 L = 0.7m |
| | 配水管布設 | HPPE φ 100 L = 181.8m |
| | 配水管布設 | HPPE φ 75 L = 1.1m |
| | 配水管布設 | HPPE φ 50 L = 5.9m |
| | 給水管布設 | HIVP φ 25 1戸 |
| | 給水管布設 | HIVP φ 20 2戸 |
| | 給水管布設 | HIVP φ 13 6戸 |
| | 仮設配管 | 一式 |
| | 水管橋布設替 | DIP φ 100 1橋（L = 6.3m） |
| | 舗装本復旧工 | A = 874m ² |

- (6) 予定価格（税込） 27,280,000円
【入札書比較価格（税抜）24,800,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から令和8年3月13日まで
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。）
- (10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「B等級」に認定された者のうち、希望順位3位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 「特記仕様書 3. 配水管技能者の資格」に記載されている資格を有している者を現場代理人、主任技術者又は監理技術者のいずれかに配置すること。
- (5) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
- （※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した水道施設工事（B等級対象工事）の競争入札により落札した工事、で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害対象案件、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事（B等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を

失う。)

(6) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

(※受注金額は、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害対象案件、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したものや契約変更の増減額は対象外とする。)

(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(8) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとする（請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合）。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。

（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 1(4)、2(4)に係る技術者の資格要件を有すると判断できる資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

| 手続等 | 期間・期日・期限等 | 手続の方法等 |
|-------------------|--------------------------------------------------------------|-----------|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 令和7年9月9日（火） 午後3時から | 共通事項2のとおり |
| 設計図書等の閲覧期間 | 令和7年9月9日（火） 午後3時から | 共通事項2のとおり |
| 入札参加資格確認申請書等の受付 | 令和7年9月18日（木） 午前9時から午後5時まで 令和7年9月19日（金） 午前9時から午後4時まで | 共通事項3のとおり |
| 入札参加確認通知の送付 | 令和7年9月22日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知 | 共通事項3のとおり |

| | | |
|-------|----------------------------------------------------------------------|-------------|
| 質疑の受付 | 申請書等に関する質問 令和7年9月17日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年9月22日（月）午後3時まで | 共通事項5のとおり |
| 質疑の回答 | 申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和7年9月25日（木） 午後5時まで | 共通事項5のとおり |
| 入札期間 | 令和7年9月29日（月） 午前9時から午後5時まで 令和7年9月30日（火） 午前9時から午後3時まで | 共通事項6のとおり |
| 開札日時 | 令和7年10月1日（水） 午前11時 | 電子入札システムによる |

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日制工事」の詳細については、特記仕様書等によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課 (電話0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第90号

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、当該経営管理権集積計画については、次の場所において縦覧に供する。

令和7年9月9日

亀岡市長 桂川孝裕

1 経営管理権集積計画の対象森林

| No. | 地区名 | 森林面積 | 森林所有者数 | 筆数 |
|-----|-----------|---------|--------|----|
| 5 | 西別院町犬甘野地区 | 21.21ha | 4件 | 2筆 |

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

3 本公告により、亀岡市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

「揭示済」

亀岡市公告第91号

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、当該経営管理権集積計画については、次の場所において縦覧に供する。

令和7年9月9日

亀岡市長 桂川孝裕

1 経営管理権集積計画の対象森林

| No. | 地区名 | 森林面積 | 森林所有者数 | 筆数 |
|-----|----------|----------|--------|-----|
| 6 | 東本梅町松熊地区 | 25.26 ha | 14件 | 38筆 |

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
 亀岡市産業観光部農林振興課

3 本公告により、亀岡市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

「揭示済」

亀岡市公告第92号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制工事」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年9月16日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 7緑公第6号
- (2) 工事名 京都・亀岡保津川公園湿地帯エリア整備工事（その1）
- (3) 工事場所 亀岡市保津町上中島地内
- (4) 工事種別 土木一式工事
- (5) 工事概要

| | | |
|-------------|---------|----|
| 敷地造成工 | 表土保全工 | 一式 |
| | 掘削工 | 一式 |
| | 盛土工 | 一式 |
| 公園施設等撤去・移設工 | 公園施設撤去工 | 一式 |
| 仮設工 | 土留・仮締切工 | 一式 |
| 雨水排水設備工 | 側溝工 | 一式 |

- | | | | |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----|
| | 公園広場整備工 | 土系舗装工 | 一式 |
| | | 石材系舗装工 | 一式 |
| | | 公園橋工 | 一式 |
| | 自然育成施設工 | 自然水路工 | 一式 |
| | | 自然育成型護岸工 | 一式 |
| (6) 工 期 | 契約日の翌日から令和8年3月13日まで | | |
| (7) 部 分 払 | 無 | | |
| (8) 前 金 払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） | | |
| (9) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要） | | |
| (10) 最低制限価格 | 採用 | | |
| (11) 入札保証金 | 免除 | | |
| (12) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。 | | |
| (13) 支給材料及び貸与品 | 無 | | |
| (14) 契約書の要否 | 要 | | |

2 入札参加資格要件

- (1) 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
 （※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札により落札した工事、で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資

格を失う。)

- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

(※受注金額は、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件によるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。)

- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

(※受注件数とは、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。)

- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

- (7) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとする（請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合）。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 1(4)に係る技術者の資格要件を有すると判断できる資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

| 手続等 | 期間・期日・期限等 | 手続の方法等 |
|-------------------|------------------------|-----------|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 令和7年9月16日（火） 午後3時から | 共通事項2のとおり |
| 設計図書等の閲覧期間 | 令和7年9月16日（火） 午後3時から | 共通事項2のとおり |

| | | | |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-------------|
| 入札参加資格確認申請書等の受付 | 令和7年9月29日（月） 午前9時から午後5時まで 令和7年9月30日（火） 午前9時から午後4時まで | 共通事項3のとおり | |
| 入札参加確認通知の送付 | 令和7年10月1日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知 | 共通事項3のとおり | |
| 質疑の受付 | 申請書等に関する質問 令和7年9月26日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年10月1日（水）午後3時まで | 共通事項5-1のとおり | |
| 質疑の回答 | 申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和7年10月3日（金）午後5時まで | 共通事項5-1のとおり | |
| 入札期間 | 令和7年10月9日（木） 午前9時から午後5時まで 令和7年10月10日（金） 午前9時から午後3時まで | 共通事項6のとおり | |
| 予定価格の公表 | 令和7年10月10日（金）午後4時以降 | 入札情報公開システムによる | |
| 予定価格に関する質問の受付 | 予定価格の公表をしたときから 令和7年10月15日（水）正午まで | 共通事項5-2のとおり | |
| 予定価格に関する質問への回答 | 令和7年10月16日（木）午後5時まで | 共通事項5-2のとおり | |
| | 【予定価格に関する質問がないとき】 | 【予定価格に関する質問があるとき】 | |
| 開札日時 | 令和7年10月16日（木） 午前10時 | 令和7年10月17日（金） 午前10時 | 電子入札システムによる |
| 再度入札を行う場合の入札期間 | 令和7年10月17日（金） 午前9時から午後3時まで | 令和7年10月20日（月） 午前9時から午後3時まで | 共通事項6のとおり |
| 再度入札の開札日時 | 令和7年10月17日（金） 午後3時以降 | 令和7年10月20日（月） 午後3時以降 | 電子入札システムによる |

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書

により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日制工事」の詳細については、特記仕様書等によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課 (電話0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第93号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制工事」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年9月24日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 7緑公第12号

- (2) 工 事 名 亀岡運動公園再整備その9工事
- (3) 工 事 場 所 亀岡市曾我部町穴太地内
- (4) 工 事 種 別 土木一式工事
- (5) 工 事 概 要 公園施設等撤去・移設工 N＝一式
敷地造成工 N＝一式
植栽工 N＝一式
園路広場整備工 N＝一式
サービス施設整備工 N＝一式
電線管路工 N＝一式
- (6) 予定価格（税込） 43,274,000円
【入札書比較価格（税抜）39,340,000円】
- (7) 工 期 契約日の翌日から令和8年3月13日まで
- (8) 部 分 払 無
- (9) 前 金 払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

(4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

（※受注金額は、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件によるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）

(5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(7) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとする（請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合）。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 1(4)に係る技術者の資格要件を有すると判断できる資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

| 手続等 | 期間・期日・期限等 | 手続の方法等 |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------|-------------|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 令和7年9月24日（水） 午後3時から | 共通事項2のとおり |
| 設計図書等の閲覧期間 | 令和7年9月24日（水） 午後3時から | 共通事項2のとおり |
| 入札参加資格確認申請書等の受付 | 令和7年10月2日（木） 午前9時から午後5時まで 令和7年10月3日（金） 午前9時から午後4時まで | 共通事項3のとおり |
| 入札参加確認通知の送付 | 令和7年10月6日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知 | 共通事項3のとおり |
| 質疑の受付 | 申請書等に関する質問 令和7年10月1日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年10月7日（火）午後3時まで | 共通事項5のとおり |
| 質疑の回答 | 申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和7年10月9日（木）午後5時まで | 共通事項5のとおり |
| 入札期間 | 令和7年10月14日（火） 午前9時から午後5時まで 令和7年10月15日（水） 午前9時から午後3時まで | 共通事項6のとおり |
| 開札日時 | 令和7年10月16日（木） 午前11時 | 電子入札システムによる |

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当該工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日制工事」の詳細については、特記仕様書等によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課 (電話0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第94号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制工事」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年9月24日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | |
|----------|---------------|---------------------|
| (1) 工事番号 | 7河改第2号 | |
| (2) 工事名 | 普通河川音羽川河川改修工事 | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市東本梅町赤熊地内 | |
| (4) 工事種別 | 土木一式工事 | |
| (5) 工事概要 | 河川工事 | |
| | 河川土工 | 一式 |
| | コンクリートブロック積 | A=249m ² |
| | 練石積 | A=151m ² |

- | | | |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| | 伐採工 | 一式 |
| | 仮設工 | |
| | 仮設進入路工 | 一式 |
| | 工事用道路工 | 一式 |
| | 仮水路工 | 一式 |
| | 盛土材処分 | 一式 |
| (6) 予定価格 (税込) | 38,228,300円 | |
| | 【入札書比較価格 (税抜) 34,753,000円】 | |
| (7) 工 期 | 契約日の翌日から令和8年3月31日まで | |
| (8) 部 分 払 | 無 | |
| (9) 前 金 払 | 有 (当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要) | |
| (10) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上 (変更工期を含む。) で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。(中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要) | |
| (11) 最低制限価格 | 採用 | |
| (12) 入札保証金 | 免除 | |
| (13) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社 (公共工事の前払金保証事業に関する法律 (昭和27年法律第184号) 第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。) の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。 | |
| (14) 支給材料及び貸与品 | 無 | |
| (15) 契約書の要否 | 要 | |

2 入札参加資格要件

- (1) 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社 (本店) を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事 (土木一式工事) が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事 (A等級対象工事) の競争入札により落札した工事、公告の日現在、工事完成届が未提出であるもの)

をいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

（※受注金額は、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件によるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）

- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）

- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

- (7) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとする（請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合）。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 1(4)に係る技術者の資格要件を有すると判断できる資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

| 手続等 | 期間・期日・期限等 | 手続の方法等 |
|-------------------|------------------------|-----------|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 令和7年9月24日（水） 午後3時から | 共通事項2のとおり |

| | | |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------|-------------|
| 設計図書等の閲覧期間 | 令和7年9月24日（水） 午後3時から | 共通事項2のとおり |
| 入札参加資格確認申請書等の受付 | 令和7年10月2日（木） 午前9時から午後5時まで 令和7年10月3日（金） 午前9時から午後4時まで | 共通事項3のとおり |
| 入札参加確認通知の送付 | 令和7年10月6日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知 | 共通事項3のとおり |
| 質疑の受付 | 申請書等に関する質問 令和7年10月1日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年10月7日（火）午後3時まで | 共通事項5のとおり |
| 質疑の回答 | 申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和7年10月9日（木）午後5時まで | 共通事項5のとおり |
| 入札期間 | 令和7年10月14日（火） 午前9時から午後5時まで 令和7年10月15日（水） 午前9時から午後3時まで | 共通事項6のとおり |
| 開札日時 | 令和7年10月16日（木） 午後1時30分 | 電子入札システムによる |

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日制工事」の詳細については、特記仕様書等によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課
(電話0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第95号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項により農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和7年9月30日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 認可日
令和7年9月30日
- 2 縦覧期間
令和7年9月30日以後、常時備え置くこととする。
- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

任免及び辞令

(各 通) 長 尾 敬 行
 森 川 寿 文
 岡 本 まゆみ
 亀 井 智 美
 島 影 寔
 酒 井 みさえ
 中 村 克 子
 中 川 清 一
 原 田 寿 樹

亀岡市総合福祉センター運営委員会委員に委嘱
 します

任期は令和9年8月31日までとします

大 西 正 乗

亀岡市介護認定審査会委員に委嘱します

任期は令和9年3月31日までとします

令和7年9月1日

(各 通) 岩 井 秀 世
 神 月 紀 輔
 原 清 治
 松 浦 善 満
 米 澤 一 喜

亀岡市いじめ調査委員会委員に委嘱します

任期は令和9年9月2日までとします

令和7年9月3日

選挙管理委員会欄

規 程

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における
 選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程
 の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年9月26日

亀岡市選挙管理委員会
 委員長 美馬義晴

亀岡市選挙管理委員会規程第1号

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選
 挙における選挙運動用自動車の使
 用等の公営に関する規程の一部を
 改正する規程

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における
 選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程
 (平成6年亀岡市選挙管理委員会規程第1号)
 の一部を次のように改正する。

別記第5号様式のその1中「7円73銭」を
 「8円38銭」に改め、同様式のその2中
 「541円31銭」を「586円88銭」に改
 める。

別記第6号様式のその2の(別紙)の備考1
 中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同
 様式のその3の(別紙)の備考2中「541円
 31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規則

の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

「揭示済」

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第27号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和7年9月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

1, 442人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第28号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和7年9月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

24, 019人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第29号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和7年9月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

12,010人

「揭示済」

公平委員会欄

告示

亀岡市公平委員会告示第1号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第5項及び職員団体の登録に関する条例（昭和41年亀岡市条例第20号）第3条の規定により職員団体として登録したから、職員団体の登録に関する規則（昭和41年亀岡市公平委員会規則第2号）第10条の規定により次のとおり告示する。

令和7年9月3日

亀岡市公平委員会
委員長 深澤則夫

1 登録団体

(1) 団体名

IRIS亀岡

(2) 主たる事務所所在地

愛知県一宮市三条字新21-6

(3) 代表者役職氏名

代表 中西 啓樹

2 登録年月日

令和7年9月3日

「揭示済」

農業委員会欄

公告

亀岡市農業委員会公告第10号

令和7年9月定例総会を下記のとおり公告する。

令和7年9月1日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

記

- 1 日時
令和7年9月5日（金）
午後1時30分から
- 2 場所
亀岡市役所 302・303会議室
- 3 議題
 - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
 - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
 - ・第4号議案 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請に係る意見について
 - ・第5号議案 非農地証明交付について
 - ・第6号議案 農用地利用集積等促進計画（案）（貸借）
 - ・報告第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第19号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定満了の告示

令和7年9月1日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者に係る指定工事業者の指定の有効期間満了に際し、継続して指定しないため、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第4号の規定により告示する。

記

- 1 指定有効期間満了日
令和7年8月31日

2 指定満了業者

| 指定番号 | 業者名 | 代表者名 | 住所 |
|------|--------------|----------------|-----------------------------|
| 129 | 株式会社 尚栄建設 | 代表取締役 中村 敏昭 | 亀岡市保津町上火無28番地40 |
| 303 | 悠工業 | 代表 倉辻 悠樹 | 京都市右京区嵯峨 広沢池下町32番地 35 |

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第20号

亀岡市指定給水装置工事事業者
廃止の告示

令和7年9月1日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止届出日

令和7年8月27日

2 廃止事業者

| 指定 番号 | 事業者名 | 代表者名 | 住 所 |
|----------|--------|-------|--------------------|
| 32 | 徳屋設備工業 | 川勝 義夫 | 京都府亀岡市旭町 広保垣内46 |

「揭示済」